

輸入食品に対する検査命令の実施について(中国産にんじん)

以下のとおり輸入者に対して、本日から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯
中国産にんじん及びその加工品(簡易な加工に限る。)	トリアジメノール*	輸入時における検疫所のモニタリング検査の結果、中国産生鮮にんじんから基準値を超えるトリアジメノールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

* 殺菌剤

<参考1>中国産にんじんのトリアジメノールに係る違反事例

1 品名:生鮮にんじん

輸入者:青葉株式会社

輸出者: XIAMEN LITAI SHENG FROZEN FOODSTUFF CO., LTD.

届出数量及び重量: 2,600 カートン、26,000 kg

検査結果: トリアジメノール 0.2ppm* (基準値: 0.1ppm)

届出先: 神戸検疫所

違反確定日: 平成19年5月23日

措置状況: 全量消費済み

2 品名:生鮮にんじん

輸入者: フジタカ連帯株式会社

輸出者: XIAMEN HUAPU AQUACULTURE DEV. CO., LTD.

届出数量及び重量: 2,599 カートン、25,990 kg

検査結果: トリアジメノール 0.2ppm* (基準値: 0.1ppm)

届出先: 名古屋検疫所

違反確定日: 平成20年2月22日

措置状況: 2,176 カートン保管中(310 カートン回収中、113 カートン消費済み)

* トリアジメノールの許容一日摂取量(人が一生涯毎日摂取し続けても、健康への影響がないとされる一日当たりの摂取量)は、体重1kg当たり 0.05mg/日であることから、体重 60kgの人が当該違反のにんじんを毎日約 15kg摂取し続けたとしても、許容一日摂取量を超えることはなく、健康に及ぼす影響はありません。

<参考2>中国産にんじん輸入実績

平成19年1月1日から平成20年2月25日:速報値

品名	届出件数	届出重量(トン)	検査件数*	違反件数
にんじん	3,596	56,343	466	メタミドホス(1) トリアジメノール(2)

* 残留農薬に係る検査